

「ダイヤランド区民の会」の皆様へ

2011年 5月 2日

「第3回アンケート」について

区民の会／管理契約書検討チーム

南箱根ダイヤランド（株）（以降、管理会社とします）から、南箱根ダイヤランドの管理業務に関する「第3回アンケート」を4月26日に発送したとの連絡を受けました。

管理契約の改訂については、区民の会の特別チームとして「管理契約検討チーム」（以降、検討チームとします）を立ち上げて1回目のアンケート回収作業から管理会社と検討チームのメンバーと共同で作業を遂行し、幾度となく管理会社と協議を重ねてまいりました。

今回のアンケートにつきましては、以前より下記4項目を管理会社に申し入れていましたが、その中の2項目が管理会社と合意が得られない状態で発送の運びとなりました。その経緯を下記に示しますので、ご回答のご参考にしてください。

1. 解約権の明示について

現在の契約では、契約書に解約権の文言が明示されていません。でも、裁判では契約は自由に解約できるとの判決が出ており、それを受け、管理会社は、新しい契約書では条件付き解約にしています。検討チームとしては、一歩進んで無条件の解約にしてもらえるように交渉してきましたが、その申し入れの了解が得られないまま、アンケートになりました。

2. 契約期間の明示について

契約には、通常契約期間が含まれるのは、当然であるため、契約期間の明示を申し入れてきましたが、今回、管理会社は、条件付きながら解約権の文言を入れたので、解約するまでが契約期間として、特に契約期間は設けなくても良いのでは・・・との回答で、合意が得られないままアンケートになりました。

3. 環境整備費収支の透明性について

この件については、管理会社も了解し、方法については、今後の協議で詰めていくとの回答を受けています。

4. 仮称「運営委員会」の設置について

環境整備事業の運営をチェックするために、仮称「運営委員会」を設置するという件ですが、この件に関しても管理会社は了解し、方法については、今後の協議で詰めていく・・・との回答を受けています。

現在のところ1. の解約権、2. の契約期間について「検討チーム」として満足できる回答に達しないまま、アンケートの送付になってしまいました。今回のアンケートについては、会員の皆様が、4項目の経緯を踏まえて頂いた上で、ご回答して頂きます様お願い申し上げます。

今後回答が回収されましたら、今迄通り、「管理会社」と「検討チーム」でダブルチェックしながら、公平公正に開封作業をし、皆様からのアンケートの内容を精査し引き続き協議を続けて参りますので、御協力宜しくお願ひ申し上げます。

尚、今回の契約書の内容については、より公平、公正な見地での判断が出来る様、法律家の意見を聞く予定にしています。